

## 公 告 第 4 5 4 号

平成 2 9 年 2 月 2 2 日

日本旅行健康保険組合

理事長 小谷野 悦光

### 平成 2 9 年度における平均標準報酬月額のお知らせ

健康保険法第 4 7 条の規定による、当組合の平成 2 8 年 9 月 3 0 日現在における全被保険者の報酬月額を平均した額（平均報酬月額）及び平成 2 9 年度の平均標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告します。

#### 記

1. 平成 2 8 年 9 月 3 0 日現在の平均報酬月額 3 1 8 , 2 4 5 円
2. 平成 2 9 年度における平均標準報酬月額（等級） 3 2 0 , 0 0 0 円（2 3 等級）
3. 適 用 期 間 平成 2 9 年 4 月 1 日 から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

(注)上記 2. の平均標準報酬月額は、任意継続被保険者の平成 2 9 年度における上限額として適用されるものです。

以上